



# 島根県報

平成16年 3 月30日 (火)  
号外 第 58 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則 (総 務 課)

### 公布された条例等のあらまし

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則 (規則第42号)

#### 1 規則の概要

- (1) 法人は、評議員その他の役員 (理事を除く。) の異動及び代表者の変更があった場合は、その旨を知事に届け出なければならないこととした。(第 5 条関係)
- (2) 知事は、所管する法人に係る一定の書類について備え置き、一般の閲覧に供するものとする(第14条関係)
- (3) 知事は、法人の業務等について確認するため、その職員をして法人の事務所等に原則として 3 年に 1 回立入検査を行うこととした。(第15条関係)
- (4) その他規定及び様式の整備

#### 2 施行期日

平成16年 7 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第42号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 (昭和40年島根県規則第51号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「申請書」を「設立許可申請書 (様式第 1 号)」に改め、同条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

#### (3) 財産目録

#### (4) 主たる財産の権利及び価格を証する書類

第 2 条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同条第10号中「創立總會」を「設立總會」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第 9 号を第10号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

#### (5) 寄附書

第 3 条第 1 項中「2 週間以内に」の次に「、登記完了届 (様式第 2 号) に」を加え、「その旨を」を削る。

第 4 条中「遅滞なく」の次に「、寄附財産移転完了届 (様式第 3 号) に」を加え、「その旨を」を削る。

第 5 条の見出し中「監事の異動」を「役員の変動等」に改め、同条第 1 項中「監事」の次に「、評議員その他の役員

(理事を除く。次項において同じ。))を加え、「その旨を」を「、役員異動届(様式第4号)により」に改め、同条第2項中「監事」を「役員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法人は、その代表者を変更したときは、遅滞なく、代表者変更届(様式第5号)により知事に届け出なければならない。

第6条中「申請書」を「定款(寄附行為)変更認可申請書(様式第6号)」改め、同条第3号中「若しくは定款又は」を「又は定款若しくは」に改める。

第7条を次のように改める。

(基本財産処分承認等の申請)

第7条 法人は、定款又は寄附行為の定めるところにより、基本財産の処分の承認を受けようとするときは、基本財産処分承認申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 社団にあっては社員総会、財団にあっては理事会の議事録
- (3) 基本財産を処分する理由、目的及び用途並びにその財産の種類、金額及び補充方法を記載した書類

2 法人は、前項に定めるほか、定款又は寄附行為に知事の承認を要する旨の定めがある事項についてその承認を受けようとするときは、その理由を明らかにし、関係書類を添えて申請書を知事に提出しなければならない。

第8条第1項中「開始後3月以内に当該年度」を「開始前に翌年度」に改める。

第9条各号を次のように改める。

- (1) 前年度の事業報告書
- (2) 前年度の収支計算書
- (3) 前年度末における貸借対照表
- (4) 前年度末における財産目録
- (5) 前年度における正味財産増減計算書
- (6) 社団法人にあっては、前年度末における社員名簿及び前年度における社員の異動状況を記載した書類

第10条中「申請書」を「解散許可申請書(様式第8号)」に改める。

第11条中「申請書」を「残余財産処分許可申請書(様式第9号)」に改める。

第12条第1項中「遅滞なく、」の次に「解散届(様式第10号)に」を加える。

第13条を次のように改める。

(清算結了の届出)

第13条 法第83条の規定による清算結了の届出は、清算結了後2週間以内に清算結了届(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 清算したことを証する書類
- (2) 残余財産を受領したことを証する書類

第14条の見出し中「備付け」の次に「及び閲覧」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知事は、所管する法人に係る次に掲げる書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 役員の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 社団法人にあっては、社員名簿
- (4) 事業計画書及び収支予算書
- (5) 事業報告書及び収支計算書
- (6) 財産の増減及びその理由を記載した書類
- (7) 財産目録
- (8) 資産及び負債の状況を示す書類

第15条第4項中「前項」を「第3項又は前項」に、「その身分を示す証票(別記様式)」を「公益法人検査員証(様式

第12号)」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「知事は」の次に「、第 3 項に定める検査のほか」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 知事は、法第67条第 3 項の規定により、法人の業務又は財産の状況について把握するために、その職員をして法人の事務所又は法人が行う事業に関する事務所若しくは事業所に、定期的に立ち入らせて検査するものとする。

4 前項の検査は、一の法人につき、原則として 3 年に 1 回行うものとする。

別記様式を削り、附則の次に次の12様式を加える。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

島根県知事 様

設立代表者

住 所

氏 名

印

設 立 許 可 申 請 書

民法第34条の規定に基づき、社団(財団)法人  
請します。

を設立したいので、関係書類を添えて申

添付書類

- 1 設立趣意書
- 2 定款又は寄附行為
- 3 財産目録
- 4 主たる財産の権利及び価格を証する書類
- 5 寄附書
- 6 委任状(設立代表者(設立総会等で設立代表者を定める場合を除く。)又は代理人等による場合に限る。)
- 7 事業計画書及び収支予算書
- 8 設立者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(設立者が法人である場合にあつては、当該法人の登記簿の謄本)
- 9 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類
- 10 社団にあつては、社員となるべき者の名簿
- 11 社団にあつては設立総会の議事録の謄本、財団にあつては設立についての意思の決定を証する書類
- 12 既に申請に係る事業を行っている場合には、申請前おおむね2年間における事業活動の概要書及び収支決算書
- 13 行政庁の許可、許可等が必要な事業を行う場合には、その許可、許可等を受けていることを証する書類又はその許可、許可等の申請の状況を明らかにした書類
- 14 その他知事が必要と認める書類

様式第 2 号 ( 第 3 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
社団 ( 財団 ) 法人  
理 事 長

印

登 記 完 了 届

下記のとおり登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 設立・変更の別 ( 該当する項目の にレ印を記入してください。 )

設立 変更

2 登記変更事項 ( 該当する項目の にレ印を記入してください。 )

目的 名称 事務所 資産の総額  
理事の氏名又は住所

	氏 名	原因年月日	登記年月日
就 任			
退 任			
重 任			
住所等の変更			

表に収まらない場合には、欄を増やすか又は別紙を作成してください。

添付書類

- 1 登記簿の謄本
- 2 新たに就任する理事については、その者の略歴を記載した書類及びその就任の承諾を証する書類

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
社団(財団)法人  
理 事 長

印

寄 附 財 産 移 転 完 了 届

年 月 日付けをもって、寄附財産の移転を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類 寄附財産の移転を証する書類(不動産にあつては登記簿の謄本、預金にあつては金融機関の預金残高証明書等)

様式第 4 号 ( 第 5 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
社団 ( 財団 ) 法人  
理 事 長

印

役 員 異 動 届

年 月 日付けをもって、下記のとおり当法人の役員に異動があったので、関係書類を添えて届け出  
ます。

記

	職 名	氏 名	異 動 年 月 日
退 任			
新 任			

添付書類 新たに就任する役員については、その者の略歴を記載した書類及びその就任の承諾を証する書類

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
社団(財団)法人  
理 事 長

印

代 表 者 変 更 届

年 月 日付けをもって、下記のとおり当法人の代表者が変更となったので届け出ます。

記

	職 名	氏 名
変 更 前		
変 更 後		

様式第 6 号 ( 第 6 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

住 所

社団 ( 財団 ) 法人

理 事 長

印

定款 ( 寄附行為 ) 変更認可申請書

年 月 日に開催した総会 ( 理事会 ) において、当法人の定款 ( 寄附行為 ) の変更を議決したので、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第 6 条の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の変更案及び変更理由書
- 2 定款又は寄附行為の新旧対照表
- 3 民法第38条第 1 項本文又は定款若しくは寄附行為に定める変更の手続を経たことを証する書類

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
財団(社団)法人  
理 事 長

印

基本財産処分承認申請書

年 月 日に開催した理事会(社員総会)において、当法人の基本財産の処分を議決したので、関係書類を添えて、承認を申請します。

添付書類

- 1 財産目録
- 2 財団にあっては理事会、社団にあっては社員総会の議事録
- 3 基本財産を処分する理由、目的及び用途並びにその財産の種類、金額及び補充方法を記載した書類

様式第 8 号 ( 第10条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
社団 ( 財団 ) 法人  
理 事 長

㊟

解 散 許 可 申 請 書

年 月 日に開催した総会 ( 理事会 ) において、解散の決議を行ったので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 解散の理由を記載した書類
- 2 民法第69条本文若しくは定款又は寄附行為に定める解散の経たことを証する書類
- 3 財産目録
- 4 残余財産の処分の方法を記載した書類
- 5 負債及びその処理の方法を記載した書類
- 6 事業を他に移譲しようとするときは、相手方の同意書その他その移譲を証する書類

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

社団(財団)法人

(代表)清算人

印

残余財産処分許可申請書

社団(財団)法人 の解散による残余財産の処分の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 残余財産の処分の方法及びその理由を記載した書類
- 2 社団法人にあっては総会の決議を経たことを証する書類、財団法人にあっては寄附行為に定める残余財産の処分の手続を経たことを証する書類
- 3 処分すべき財産の種類及び総額を記載した書類

様式第10号 ( 第12条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
社団 ( 財団 ) 法人  
( 代 表 ) 清 算 人

印

解 散 届

解散に係る登記が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 解散年月日
- 2 登記完了年月日
- 3 清算人の氏名及び就任年月日

添付書類

- 1 登記簿の謄本
- 2 解散の許可を受けることを要しない法人にあっては、解散の理由を記載した書類及び民法第69条本文若しくは定款又は寄附行為の定める解散の経手を経たことを証する書類

様式第11号(第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
社団(財団)法人  
(代表)清算人

印

清 算 結 了 届

年 月 日付けをもって解散した当法人の清算を 年 月 日に結了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 清算したことを証する書類
- 2 残余財産を受領したことを証する書類

様式第12号 ( 第15条関係 )

( 表 )

第	号	公 益 法 人 検 査 員 証
		所 属 職 名 氏 名
		年 月 日交付
		島根県知事 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

( 裏 )

知事の所管に属する公益法人の  
設立及び監督に関する規則抜すい

第15条

1 ~ 2 略

3 知事は、民法（以下「法」という。）第67条第 3 項の規定により、法人の業務又は財産の状況について把握するために、その職員をして法人の事務所又は法人が行う事業に関する事務所若しくは事業所に、定期的に立ち入らせて検査させるものとする。

4 前項の検査は、一の法人につき、原則として 3 年に 1 回行うものとする。

5 知事は、第 3 項に定める検査のほか、必要があると認めるときは、法第67条第 3 項の規定により、その職員をして法人の業務又は財産の状況について検査させることがある。

6 第 3 項又は前項に規定する職員は、検査を行う場合においては、公益法人検査員証（様式第12号）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考 縦74ミリメートル、横105ミリメートルとする。

附 則

この規則は、平成16年 7 月 1 日から施行する。